



土管第54号
令和4年2月4日

各発注機関の長様

土木管理課長

現場代理人の兼務の取扱いについて（通知）

このことについて、「現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）」（令和元年7月24日付け土管第828号）により取扱いを定め、「現場代理人の兼務の取扱いの延長について（通知）」（令和3年3月31日付け土管第267号）により運用しているところですが、配置技術者や技能労働者不足による不調・不
落の防止対策のため、下記のとおり当面の間延長しますので、適切な運用をお願いいたします。

記

1 運用期間

令和3年度までとしているところ、当面の間延長する。

2 施行日

令和4年4月1日から施行し、施行日において現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取扱いによるものとする。

【担当】

土木管理課

建設産業・人材支援室

電話：0776-20-0470

（県庁内線3333）